

# 「道路行政施策に係る政策提言書」回答

## 1. 中津川市公契約等の明確化

公契約等に関し、基本理念や発注者・受注者の責務を明確にし、公正性、競争性及び透明性を高め、市民への良好な公共サービスの提供を確保するための、公契約基本条例等の制定に取り組むこと。また、取り組みにあたっては建設担当部局だけでなく契約担当部局とも連携すること。

- (1) 適正な入札及び契約の締結を行うこと。
- (2) 適切な工期、計画的発注及び適切な予定価格の設定に取り組むこと。
- (3) 市内事業者に対する発注に努力すること。
- (4) 労働環境の改善に取り組むこと。
- (5) 変更契約等が適切な時期・効率的にできるシステム作りに取り組むこと。

【回答】資産経営課

・当市においては、国、県の制度等に従うと共に、事業者等の経営の安定や労働環境の整備、社会的責任を果たすための取組の促進等を基本理念とし、「適切な公契約の締結」「適切な価格の積算」「発注の平準化」を謳った岐阜県公契約条例を踏まえた上で、低入札価格調査制度や最低制限価格制度等も採用し、適切な契約事務と市内事業者への発注に努めております。今後も市内事業者の市民への良好なサービスの提供や労働環境の整備等の取組が促進されるよう、取組みます。

また、公契約条例の制定については今後、制定することも見据えてメリット・デメリット等の情報収集を行っている所です。(1)～(4)

・現在も無理のない変更契約の実施に努めているところですが、今後は適切な工期の設定等を通して、変更契約等が適切な時期に行えるよう努めます。(5)

## 2. 新・担い手3法を踏まえた公共工事

(1) 行動指針には、コスト縮減の具体的効果が容易に評価できる施策だけでなくライフサイクルコスト等を考慮した施策についても取り組むこと。

(2) 公共工事コスト縮減にあたっては、供用性・利便性・安全性・環境保全等を十分考慮し、品質の低下を招かないようにすること。

(3) 工事価格の安易な引き下げによる請負者への不当なしわ寄せや品質及び機能低下を招くことのないよう十分に留意する。

(4) 工事発注関連の業務の流れとして・合意形成・協議手続きの改善・事業の重点化を図り、住民参画型事業の推進、用地買収の迅速化、新技術の活用による事業期間の短縮・時間的効率性の向上を図り、事業のスピードアップに取り組むこと。

(5) 工事目標発注率を定め、早期発注を通じて地域経済への波及効果が発揮されるようにすること。

(6) 工事の平準化を考慮し、繰越明許・債務負担行為の活用を努め、事業者が適正工期を定め易いフレックス工期の採用を検討すること。

(7) 検査と変更契約を迅速に行うため、調査設計及び現場での対応を行う職員のスキルの向上を図ること。

**(8) 電子情報の活用により、工事関係書類等について受発注者が電子媒体により相互に情報共有や成果物の電子納品ができる仕組みづくりを検討する。また、情報通信技術者の育成・確保を行なうこと。**

**(9) 国・県等と円滑な協議や調整ができる職員の育成・維持を図ること。**

【回答】資産経営課（１）～（４）、（８）、（９）、建設課（５）～（７）

- ・当市においては、中津川市公共工事コスト縮減推進委員会を設置し、必要に応じ委員会を開催することとし、この中で、工事計画設計や工事積算に関する事項、工事の効率的な施行に関する事項、建設費の縮減に関する必要な事項等の検討を行うこととしています。こうした取組に加え、今後はライフサイクルコストも考慮し、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶等を実施することで、事業者への負担のしわ寄せや、そのことによる事業者の疲弊がもたらす公共工事の品質の低下等がないよう「新担い手3法」が目指す姿を実現することに努めます。（１）～（４）
- ・現在、工事発注率は定めておりませんが、予算化された予定価格250万以上の工事、委託業務については、発注の見通しをホームページで公表し、進捗管理を行っております。（５）
- ・国が定める「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」により、適正な労働環境の確保に努めます。

なお、今年度においては、週休2日を指定した公共工事を試験的に発注します。現場管理・工程管理等、実情データを集約し、次年度以降の工期設定に対して活用します。（６）

- ・当市では、合併時と比べ若手技術職員の比率が高くなっています。技術力、現場対応力の不足を招くことが無いよう指導するとともに、専門的な知識習得のため国・県が開催する実務研修等を活用し、技術力の向上に努めます。（７）
- ・当市においては、現在、電子入札を実施し、電子媒体による情報共有を図ると共に、令和5年度中に契約書の電子化の実施を予定しており、受注者の負担軽減につながる電子情報の活用に努めております。（８）
- ・国、県へ職員を派遣する人事交流を通して、国、県とのパイプ作りを行うと共に、職員の育成に努めており、今後は派遣経験者をより有効に活用できるよう努めて参ります。（９）

### **3. 建設業界における人材確保**

**(1) 労働者不足・新卒採用が難しくなっており、市と建設協会による魅力ある建設業や会社案内など、広く情報発信する取り組みを行うこと。**

【回答】工業振興課

- ・当市では、働く場があり住み続けられるまちを目指し、雇用対策事業や若者の地元定着推進事業に取り組んでいます。

高校生対象合同企業説明会や大学生・一般向けなかつがわ企業説明会・ひがしみの就職企業説明会の開催ならびに企業PR動画の配信で市内企業の魅力を発信するなど、引き続き未来を担う若者の市外流出を抑制し地元定着を図るため、地元で育った若者と市内企業の「出会う機会」を創出していきます。